**多度津町結婚新生活支援事業補助金交付手続きの流れ**

**（申請～交付）**

**１．申請**

**２．審査・交付決定**

**３．実績報告**

**４．交付額確定**

**５．請求**

**６．支払**

申請者は必要な書類を添えて、町の窓口に提出します。

　※申請内容が変更した場合、変更申請書提出

（様式第１号、様式第２号）

町は申請書類を審査し、交付決定通知をします。

申請者は支払いが完了したら、速やかに町へ実績報告を行います。

（様式第７号）

町は実績報告を審査し、交付額の確定を通知します。

申請者は、交付確定を受け、請求書を提出します。

（様式第９号）

町は、指定された口座へ支払います。

補助対象世帯

（１）住宅が多度津町内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方が多度津町に住民登録を有し、現に居住しており、町内に定住する意思がある。

（２）事業年度の前年度１月１日から事業年度の３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦である。

（３）夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で３９歳以下である。

（４）夫婦の所得の合算が５００万円未満である。

※貸与型奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を所得から控除

（５）生活保護法に規定する保護又は補助金と重複する他の公的給付を受けていない。

（６）日本国籍または日本国の永住権を有している。

（７）夫婦いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではない。

（８）夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがない。

（９）夫婦いずれもが、多度津町東京圏移住支援事業補助金を受けていない。

（１０）夫婦いずれもが、町税に滞納がない。

（１１）前年度に当該事業の補助を受給した世帯で、その受給額が補助上限額に達しなかった世帯。

対象経費

　　事業年度の４月１日から事業年度の３月３１日までに支払った経費を対象とする。ただし、勤務先から手当等が支給されている場合は、支給分を補助対象経費から差し引く。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 内容 |
| 住居費 | 婚姻を機に新たに住宅を取得又は賃借する際に要した費用  ・取得費用  ・賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料） |
| 引越費用 | 婚姻を機に多度津町に転入し、又は多度津町内で転居する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費。 |
| 住環境等に係る費用  （リフォーム費用等） | 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。 |

※住居費について、勤務事務所の社宅・社員寮、公的賃貸住宅または世帯員の３親等以内の親族が所有する賃貸住宅は除く。

※引越費用について、不要になった家財道具の処分に係る費用は除く。

※住環境等に係る費用について、倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く。

補助額

住居費、引越費用及び住環境等に係る費用を合わせた額とする。

※補助金の額に１,０００円未満の端数があるときは、切り捨てる。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 上限金額 |
| 夫婦いずれもの年齢が２９歳以下 | ６０万円 |
| 夫婦いずれもの年齢が３９歳以下 | ３０万円 |

　※継続申請者については、前年度に交付決定を受けた際の補助上限額から、前年度の受給額を差し引いて得た額を当該年度の補助上限額とする。

交付の申請方法

多度津町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）を提出

添付書類

（１）　住民票の写し

（２）　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し

（３）　夫婦それぞれの所得証明書

（４）　貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）

（５）　住宅の売買契約書又は賃貸借契約書等の写し

（６）　住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が分かる書類

（７）　引越費用の額とその内容が分かる書類

（８）　住環境等に係る費用（リフォーム費用等）の額とその内容が分かる書類

（９）　勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支給があった場合）

（１０）　夫婦の町税に滞納が無いことを証明する書類

（１１）　多度津町結婚新生活支援事業補助金誓約書（様式第２号）

（１２）　その他町長が必要と認める書類

交付の決定

申請書類によって、交付の決定を行い、多度津町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

不交付の場合は、多度津町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

申請内容の変更

（１）申請書の内容に変更が生じたときは、多度津町結婚新生活支援事業補助金変更申請書（様式第５号）に関係書類を添えて、提出してもらう。

（２）補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、多度津町結婚新生活支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により当該交付決定者に通知する。

実績報告

補助対象経費の支払が完了した交付決定者は、事業年度の３月３１日までに、多度津町結婚新生活支援事業補助金実績報告書（様式第７号）に支払完了の関係書類を添えて提出しなければならない。

額の確定

実績報告により補助金の交付の決定の内容（第７条第２項の規定に基づく決定をした場合は、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、多度津町結婚新生活支援事業補助金の額の確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

支払

交付確定者は、補助金の支払を受けようとするときは、多度津町結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

交付決定の取消し

多度津町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消し等通知書（様式第１０号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。